

無料で実施します 耐震診断しませんか

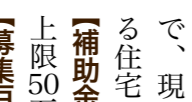


- 診断費用は無料です**
木造住宅耐震診断
- 三好市では、発生する確率が高いと予測される南海地震への対策として、市内の木造住宅の耐震診断を実施しています。地震被害を少なくするためにも、既存住宅の耐震化が重要であり、その第一歩は耐震診断です。診断を希望する住宅の所有者は、指定の診断申込書により、お申し込みください。対象住宅の要件により耐震診断を実施します。
- 【募集戸数】50戸（先着順）
 - 【対象となる木造住宅】三好市に存する木造住宅で、次の要件を満たすもの。
 - 平成12年5月31日以前に着工された建物で、地階を除く階数が3以下の建物
 - 現在居住している住宅（改修後居住する予定の住宅も含む）
 - 【添付書類】
 - 木造住宅耐震診断等申込書もしくは補助金交付申請書
 - 住宅概要書
 - 住宅の所有者および建築年月が確認できる書類
 - 居住者の同意書（貸家の場合）

- 計画費用は無料です**
耐震補強計画モデル事業
- 今年度より、耐震診断の結果評点が1.0未満となった木造住宅を対象に耐震補強プランと概算見積りを併せて提示する耐震補強計画支援事業を実施します。耐震診断を受ける方、または、すでに診断を受けている方で耐震改修などを実施していない方が対象となります。
- 【募集戸数】25戸（先着順）
 - 最大100万円の補助
耐震改修支援事業
- 評点を1.0以上にする耐震化工事の費用について補助します。
- 【対象となる木造住宅】三好市に存する木造住宅で、次の要件を満たすもの。
 - 平成12年5月31日以前に着工された建物で、地階を除く階数が3以下の建物
 - 現在居住している住宅（改修後居住する予定の住宅も含む）
 - 【補助金額】上限100万円
 - 【募集戸数】2戸（先着順）



- 最大100万円の補助**
耐震シェルター設置を支援
- 簡易な耐震化工事や耐震ベツドまたは耐震シェルターを設置する工事およびリフォーム工事の費用について補助します。
- 【対象となる木造住宅】三好市に存する木造住宅で、次の要件を満たすもの。
 - 平成12年5月31日以前に着工された建物で、地階を除く階数が3以下の建物
 - 現在居住している住宅（改修後居住する予定の住宅も含む）
 - 高さ1.5m以上の家具の固定（必須）
 - 【補助金額】上限100万円
 - 【募集戸数】25戸（先着順）



- 最大50万円の補助**
住み替えに伴う除却費用を支援
- 耐震性のない木造住宅からの建て替えや住み替えに伴う除却費用を補助します。
- 【対象となる木造住宅】
 - 昭和56年5月31日以前に着工された建物で、現在居住する住宅
 - 【補助金額】上限50万円
 - 【募集戸数】5戸（先着順）
- 【お申し込み・お問い合わせ先】
三好市役所建設部管理課
電話 72-7681

三好市の 集落支援包括事業



市内には、人口減少と高齢化の進行により、地域におけるコミュニティ機能の維持が困難な自治会や集落が増加しつつあります。三好市では、これらの課題を克服し、住みよい集落環境づくりに向けて、それぞれの地域で行われる取り組みを支援するため「三好市集落支援包括事業」を実施しています。

【お問い合わせ先】
三好市役所地方創生推進課（電話 72-7607）または担当課

補助事業名	補助対象経費	補助対象事業者	補助率など	お問い合わせ先(担当課)	
①生活支援事業	食料品や日用品などを提供するために行う事業	市内の買い物が困難な地域において、日常生活物資の移動販売や配達を行う事業の運営費	自動車などで移動販売・配達事業を行う方で、地域の見守り活動を行える方	定額（車両総重量ごとに異なる）	地方創生推進課 ☎ 72-7607
		市内の買い物が困難な地域において、日常生活物資の移動販売を行う事業者または新たに移動販売を行おうとする事業者の移動販売車両の購入にかかる経費	市内の移動販売事業者で、移動販売および地域の見守り活動を5年以上継続して行える方	車両本体価格の1/3（上限100万円）	
	生活水の確保	シルバー人材センターに依頼し、水源地の清掃、確認作業および簡易な修繕に要した経費（材料費は除く）	市の給水区域外の個人および団体	1/2（1回につき5,000円、1世帯につき年間4回まで）	水道課 ☎ 72-7626
	有害鳥獣対策	【侵入防護柵整備事業】 農作物などを防護するための侵入防護柵などの設置および修繕に要する経費	自治会など	4/10以内	農業振興課 ☎ 72-7617
道路などの維持管理に関する事業	【小規模道路（私道）整備事業】 公道から住家までの私道などの開設・改良・舗装に要する経費	個人	施工延長200m以内とし、補助額は別に定める（工種により異なる）	工務課 ☎ 72-7623	
		自治会、各種団体など	1mあたり10円（同一路線は年2回まで）	管理課 ☎ 72-7681	
②集落維持活性化推進事業	修繕に要する経費（付帯設備の修繕や軽微な工事などは除く） 新築に要する経費	自治会などが設置・管理する集会所などの修繕・新築	2/3以内（上限200万円）	管財課 ☎ 72-7635	
		集会所を管理する自治会など	1/2以内（上限500万円）		

※有害鳥獣対策の侵入防護柵整備事業は、1戸からでも補助の対象となりますが、各個人で補助申請を行うのではなく、自治会（集落）単位で申請を行ってください。
※各補助事業の内容について、詳しくは担当課および各支所窓口を設置しているパンフレットをご覧ください。

あなたのあした
あなたの投票で

投票日は7月9日(日)、告示日は7月2日(日)です

三好市長選挙



お問い合わせ先
三好市選挙管理委員会事務局
電話 72-7604

立候補予定者や選挙運動員は、7月2日(日)に告示され、9日(日)に投票が実施されます。私たち市民の代表を選ぶ選挙です。皆さんそろって投票しましょう。

立候補予定者や選挙運動員はもちろんのことですが、有権者一人ひとりが正しい選挙知識を身につけ、クリーンな選挙を実現しましょう。

投票所や期日前投票など詳細については、市報6月号でお知らせします。

**三好市長選挙
立候補予定者説明会**

【日時】5月29日(月) 10時から
【場所】三好市保健センター
(多目的ホール)

※代表者は印鑑を、持参ください。
※対象は立候補予定者またはその代理人です。1立候補予定者につき、3名以内の出席といたします。

若年層の就職促進と市内事業所の人材確保を支援します

ご活用ください
補助制度

三好市新卒者等 就職促進事業補助金制度



事業者への助成

□ 就職助成金

新卒者・UIJターン者を雇用した事業所に補助金を交付します。

【対象事業者】

① 40歳未満の新卒者またはUIJターンの市民を正規雇用する事業主

② 市税を滞納していない事業主

③ 雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から交付申請の日までの間に労働者を解雇していないこと。

※国、地方公共団体、第三セクター事業所、公共的団体の事業所を除く。

就職者への助成

□ 就職助成金

市内事業所に就職した方に補助金を交付します。

【対象就職者】

① 市内の事業所に正規雇用され、就職した日の年齢が40歳未満の新卒者およびUIJターン就職者

② 市内に在住し勤務地が市内である方

③ 市税を滞納していない方

※事業所の代表者と2親等以内の親族関係にある方を除く。

なお、就職にあたっては、次の条件で正規雇用されることが必要です。

- ① 期間の定めがない雇用であること
 - ② 1週間の所定労働時間が30時間以上であること
 - ③ 雇用保険の一般被保険者として雇用されること
 - ④ 厚生年金および健康保険に加入していること
- ※国、地方公共団体への就職者を除く。

【補助金額】

就職者1人あたり20万円

□ 家賃補助金

市内の賃貸住宅などに入居した場合、家賃に係る補助金を交付します。(24か月以内)

【対象就職者】

① 市内の賃貸住宅などに入居した就職者(ただし、2親等以内

の親族が所有する住宅および賃貸住宅への入居を除く)

【補助金額】

家賃月額の2分の1以内(ただし、月額1万5千円を限度とする)

対象期間

就職または雇入れの日が、平成29年4月1日～平成30年3月31日

申込方法

ホームページから交付申請書をダウンロードの上、添付書類とともに商工政策課へ提出してください。このほかにも交付要件がありますので、詳しい内容については、お問い合わせください。

※新卒者・UIJターン者とは

新卒者：平成26年3月以降に学校教育法に定めた学校を卒業した方

UIJターン者：市外に1年以上上居住した後、市内に転入された方(転入後6か月以内に就職していること)

【お問い合わせ先】

三好市役所商工政策課
電話 72-7645

贈らない！
求めない！
受け取らない！

政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。
政治家が選挙区内の人に、
お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。
違反すると、処罰されます。
また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入	お歳暮やお年賀	入学祝・卒業祝	病気見舞い	秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
お祭りへの寄附や差入	秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典	葬式の花輪・供花	落成式・開店祝の花輪	町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入

ご活用ください
補助制度

児童手当制度のご案内



【支給対象】

児童手当は、15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。

【支給月額】

- ・ 3歳未満
- 一律 1万5千円
- ・ 3歳以上小学校修了まで
- 第1子・第2子 1万円
- 第3子以降 1万5千円

・ 中学校修了前

一律 1万円

・ 所得制限限度額以上

年齢にかかわらず

児童1人につき 5千円

【支払時期】

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

【児童手当現況届】

児童手当を受けている方は、

毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

平成29年5月31日付で現況届を発送します。添付書類を添えて、期限内に提出してください。お手元に現況届が届いていない場合は、ご連絡ください。

【現況届受付期間】

6月1日(木)～30日(金)
(土日を除く)

【添付書類】

- ▽健康保険被保険者証の写しなど
- ▽前住所地の市区町村長が発行する児童手当所得証明書もしくは、所得課税証明(平成29年1月1日に三好市管内に住民票のなかつた方)
- ▽その他、必要に応じて提出する書類があります。

【提出・お問い合わせ先】

・ 三好市役所子育て支援課
(☎ 72-7648)
・ 各支所